

資料4-2

教員養成の段階で修得すべき内容について (補足資料)

1. 大学における教員養成の仕組み	1
2. 教員免許状取得に必要な科目的単位数及び内訳	2
3. 免許状の授与に必要な単位の内訳	3
4. 科目の履修方法の例（小学校教諭1種免許状を取得して卒業する場合）	7
5. 科目の履修方法の例（小学校教諭2種免許状を取得して卒業する場合）	8
6. 科目の履修方法の例（中学校・高等学校教諭1種免許状（理科）を取得して卒業する場合）	9
7. 科目の履修方法の例（小学校教諭専修免許状を取得して卒業する場合）	10
8. 科目の履修方法の例（小学校教諭専修免許状を取得して卒業する場合）	11
9. 科目の履修方法の例（中学校・高等学教諭専修免許状（理科）を取得して卒業する場合）	12
11. 各種答申等における教員養成に関する記述（抜粋）①	13
12. 各種答申等における教員養成に関する記述（抜粋）②	14
13. 各種答申等における教員養成に関する記述（抜粋）③	15
14. 各種答申等における教員養成に関する記述（抜粋）④	16
15. 各種答申等における教員養成に関する記述（抜粋）⑤	17
16. 各種答申等における教員養成に関する記述（抜粋）⑥	18
17. 各種答申等における教員養成に関する記述（抜粋）⑦	19
18. 各種答申等における教員養成に関する記述（抜粋）⑧	20
19. 各種答申等における教員養成に関する記述（抜粋）⑨	21
20. 各種答申等における教員養成に関する記述（抜粋）⑩	22
21. 各種答申等における教員養成に関する記述（抜粋）⑪	23
22. 各種答申等における教員養成に関する記述（抜粋）⑫	24
23. 諸外国における教員養成・免許制度について	25
24. 小学校教員養成課程における理科教育の課題	26
25. 教育実習の課題	27

大学における教員養成の仕組み

- 学位と教職課程における単位の修得により教員免許状が授与される。
- 教職課程は免許状の種類毎に、大学の学科等を文部科学大臣が認定。
(※ 幼稚園及び小学校の教職課程は「教員養成を主たる目的とする」学科等でなければならない。)

学士の学位等

+

教職課程の履修

⇒

教員免許状

学士=1種免許状が標準

(短期大学士:2種免許状
修士 : 専修免許状)

- ① 教科に関する科目
(小:8、中・高:20単位以上)
- ② 教職に関する科目
(小:41、中:31、高:23単位以上)
 - ・教職の意義
 - ・教育の基礎理論
 - ・教育課程及び指導法
 - ・生徒指導、教育相談及び進路指導
 - ・教育実習(小中:4週間、高:2週間程度)
 - ・教職実践演習
- ③ 教科又は教職に関する科目
(小:10、中:8、高:16単位以上)
※ 上記①②から選択

学校種毎に授与
(中学校、高等学校の場合には教科種毎)

※単位数は1種免許状の場合

教員免許状取得に必要な科目の単位数及び内訳

第一欄		第二欄	第三欄		
所要資格 免許状の種類		基礎資格	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27	
小学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4
高等学 校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16
特別支 援学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。			50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。			26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。			16

注1:その他の科目として、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、情報機器の操作2単位の修得が必要になる。

また、小学校及び中学校の免許状取得のためには、介護等体験が必要となる。

注2:このほか、養護教諭及び栄養教諭の免許状がある。

免許状の授与に必要な単位の内訳

【例1：幼稚園教諭一種免許状の場合】

区分	細目
○教科に関する科目 右の科目について、1以上 の科目合計 6 単位上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・国語 ・算数 ・生活 ・音楽 ・図画工作 ・体育
○教職に関する科目 右記の科目について 3 5 单位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の意義等に関する科目 2 单位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・教育の基礎理論に関する科目 6 单位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・教育課程及び指導法に関する科目 18 单位 (教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法、教育の方法及び技術) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 2 单位 (幼児理解の理論及び方法・教育相談（カウンセリングを含む）) ・教育実習 5 单位 ・教職実践演習 2 单位
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について 10 单位以上修得	
○その他の科目 右の科目について各 2 单位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 ・体育 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作

【例2: 小学校教諭一種免許状の場合】

区 分	細 目
○教科に関する科目 右の科目について、1以上上の科目合計8 単位上修得	• 国語（書写を含む） • 社会 • 算数 • 理科 • 生活 • 音楽 • 図画工作 • 家庭 • 体育
○教職に関する科目 右記の科目について4.1単位以上修得	• 教科の意義等に関する科目 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) • 教育の基礎理論に関する科目 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) • 教育課程及び指導法に関する科目 2.2単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法（国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育についてそれぞれ2単位以上）、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術) • 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位 (生徒指導・教育相談（カウンセリングを含む）・進路指導の理論及び方法) • 教育実習 5単位 • 教職実践演習 2単位
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について10単位以上修得	
○その他の科目 右記の科目について各2単位以上修得	• 日本国憲法 • 体育 • 外国語コミュニケーション • 情報機器の操作
○介護等体験	小学校又は中学校の免許状を取得するためには、社会福祉施設等における7日間以上の介護等の体験が必要

【例3:中学校教諭一種免許状(理科)の場合】

区 分	細 目
○教科に関する科目 右記の科目についてそれぞれ1単位以上合計20単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・物理学 ・物理学実験（コンピュータ活用を含む。） ・化学 ・化学実験（コンピュータ活用を含む。） ・生物学 ・生物学実験（コンピュータ活用を含む。） ・地学 ・地学実験（コンピュータ活用を含む。）
○教職に関する科目 右記の科目について合計31単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の意義等に関する科目 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・教育の基礎理論に関する科目 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・教育課程及び指導法に関する科目 12単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位 (生徒指導・教育相談（カウンセリングを含む）・進路指導の理論及び方法) ・教育実習 5単位 ・教職実践演習 2単位
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について8単位以上修得	
○その他の科目 右記の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作 ・体育
○介護等体験	小学校又は中学校の免許状を取得するためには、社会福祉施設等における7日間以上の介護等の体験が必要

【例4:高等学校教諭一種免許状(理科)の場合】

区分	細目
○教科に関する科目 右記の科目について、1以上合計20単位上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
○教職に関する科目 右記の科目について合計23単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の意義等に関する科目 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・教育の基礎理論に関する科目 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・教育課程及び指導法に関する科目 6単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位 (生徒指導・教育相談（カウンセリングを含む）・進路指導の理論及び方法) ・教育実習 3単位 ・教職実践演習 2単位
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について16単位以上修得	
○その他の科目 右記の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 ・体育 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作

科目的履修方法の例(小学校教諭1種免許状を取得して卒業する場合)

〈A大学 教育学部 初等教育教員養成課程の例〉

小1種の課程認定を受けている科目

科目の履修方法の例(小学校教諭2種免許状を取得して卒業する場合)

〈B短期大学 初等教育学科の例〉

小2種の課程認定を受けている科目

区分	教職関連科目																				教職実践演習								
	教科に関する科目										教職に関する科目																		
科目名	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	体育	教職の意義等	教育の基礎理論	教育法	指導法	教育課程及び	教育法	算数科教育法	音楽科教育法	図画工作教育法	直徳教育の指導法	特別活動の指導法	教育方法技術	教育方法技術演習	生徒進路指導論	教育相談	教育実習指導	教育実践演習(小学校)					
単位数	国語(書字を含む)	社会	算数	理科	音楽①	図画工作①	体育①	教職概論(同和教育を含む)	教育原理	教育史	発達心理学	教育制度論	教育課程論	国語科教育法	社会科教育法	理科教育法	生活科教育法	家庭科教育法	体育科教育法	音楽科教育法	図画工作教育法	直徳教育の指導法	特別活動の指導法	教育方法技術	教育方法技術演習	生徒進路指導論	教育相談	教育実習指導	教育実践演習(小学校)
区分	教職関連科目																				※ 大学が定める卒業要件単位 63 単位以上								
科目名	日本国憲法	体育	外国語(英語)	情報機器	び	教養科目	その他(幼稚園免許状取得に必要な教職に関する科目)										教職関連科目以外の	各教養科目	合計										
単位数	日本国憲法	日本国憲法	スポーツ理論	スポーツ実技	英語①	英語(英語)	トヨタの言葉と文化	情報処理(情報機器の操作を含む)	情報処理(情報機器の操作を含む)	保育内容研究	保育内容研究	保育内容研究	保育内容研究	保育内容研究	保育内容研究	保育内容研究	保育内容研究表現①	保育内容研究表現②	幼児指導	教育実習(幼稚園)	小計	14	105						

※
短大では、小2種免と合わせて幼2種免を取得する場合が多いため、そのパターンで作成

科目的履修方法の例(中学校・高等学校教諭1種免許状(理科)を取得して卒業する場合)

〈C大学理工学部物質生命理工学科の例〉 ★: 学科の専門科目

：課程認定を受けている科目

区分	教職連関科目													教養科目																					
	教科に関する科目							教職に関する科目						教職連関科目以外の科目							各種教養科目			小計											
科目名	物理	物理学実験	化学			生物学			地学			地学実験			日本国憲法			英語			基礎コンピュータ演習Ⅱ			基礎コンピュータ演習Ⅰ											
	力学	基礎電磁気学	基礎化学Ⅰ	基礎化学Ⅱ	基礎化学Ⅲ	有機化学Ⅰ	有機化学Ⅱ	無機化学Ⅰ	物理化学Ⅰ	物理化学Ⅱ	物理化学Ⅲ	分析化学Ⅰ	分析化学Ⅱ	分析化学Ⅲ	高分子化学Ⅰ	高分子化学Ⅱ	高分子化学Ⅲ	有機合成化学Ⅰ	有機合成化学Ⅱ	有機合成化学Ⅲ	生命基礎化学Ⅰ	生命基礎化学Ⅱ	生命基礎化学Ⅲ	生物実験Ⅰ	生物実験Ⅱ	生物実験Ⅲ									
単位数	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2									
区分	教職連関科目													教職連関科目以外の科目																					
科目名	教職の意義等	教育の基礎理論	憲法	教育課程及び指導法	生徒指導、教育相談及び進路	教職実践演習	教育実習	教職実践演習(中・高)	教育実践研究	教育実践指導論	教育相談	生徒・進路指導論	道徳の指導法	特別活動の指導法	教育方法論	理科教育法Ⅰ	教育心理学	教育原論Ⅰ	教育原論Ⅱ	教育課程論	教育心理学	教育原論	教育原論	各種教養科目	卒業研究	小計									
単位数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	2	94	1	1	2	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	6	20	64	158

科目の履修方法の例(小学校教諭専修免許状を取得して卒業する場合)

〈D教職大学院の例〉

:課程認定を受けている科目

区分	科目名	単位数
教職に関する科目	カリキュラム開発の方法	4
	授業研究の方法	4
	協働による子ども支援	4
	学校組織マネジメント	2
	地域社会との協働による学校運営	2
	未来の学校教育	2
	教師のコンピテンシー	2
	教育プログラムの開発と運営	2
	子どもの心を耕す教育	2
	学校教育のファシリテーターの育成	2
	相互評価による授業力の形成	2
	子どものライフサポート	2
	課題研究Ⅰ	2
	課題研究Ⅱ	2
	課題研究Ⅲ	2
	課題発見実習	7
	課題達成実習	3
	合 計	46

※大学が定める卒業要件単位数:46単位以上

※教職大学院については、専任教員のおおむね4割以上は実務家であることが必要

科目の履修方法の例(小学校教諭専修免許状を取得して卒業する場合)

〈E大学大学院教育人間学研究科の例〉

:課程認定を受けている科目

区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
教職関連科目 教職に関する科目	教育実践調査法Ⅰ	2	教職関連科目	教育学特殊講義Ⅰ	2
	教育実践調査法Ⅱ	2		教育学特殊講義Ⅱ	2
	教育文献調査法Ⅰ	2		研究指導Ⅰ	2
	幼児・児童臨床教育研究Ⅰ	2		研究指導Ⅱ	2
	幼児・児童臨床教育研究Ⅱ	2		研究指導Ⅲ	2
	障害児臨床教育研究Ⅰ	2		研究指導Ⅳ	2
	障害児臨床教育演習Ⅰ	2			
	臨床医学的小児教育研究Ⅰ	2			
	臨床医学的小児教育研究Ⅱ	2			
	臨床医学的小児教育演習Ⅰ	2			
	臨床医学的小児教育演習Ⅱ	2			
	教育社会学研究Ⅰ	2			
	教育社会学演習Ⅰ	2			
	学校教育学研究Ⅰ	2			
	学校教育学演習Ⅰ	2			
	身体知研究Ⅰ	2			
	身体知演習Ⅰ	2	合計		46

※大学が定める卒業要件単位数:40単位以上

科目の履修方法の例(中学校・高等学校教諭専修免許状(理科)を取得して卒業する場合)

〈F大学大学院理工学研究科の例〉

:課程認定を受けている科目

区分	科目名	単位数
教職関連科目	物理化学特論Ⅰ	2
	有機物質科学特論	2
	資源天然物化学特論	2
	高分子物理化学特論	2
	高分子物性特論	2
	分析化学特論Ⅰ	2
	化学物性特論	2
	セラミックス物性特論	2
	生化学特論	2
	微生物生理学	2
	高分子構造特論	2
	生体高分子特論	2
教職関連科目以外の科目	応用化学特別演習	4
	分析化学特別研究	6
	学位論文	
合 計		34

※大学が定める卒業要件単位:30単位以上

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)①

- 教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～

(平成23年4月28日 文部科学省)

第六章 教員への支援の在り方

1. 教員の役割と情報通信技術の活用指導力養成

(教員の養成・採用)

- 教職課程の認定を受け教員を養成する大学等においては、教育職員免許法施行規則により、「情報機器の操作(2単位)」や「教育課程及び指導法に関する科目」として「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)」の履修が必須とされている。しかしながら、具体的な授業内容については、各大学の判断に委ねられており、これらの科目において教えられているのは主に情報機器やソフトウェアの使い方にとどまっているのではないかとの指摘もある。
- 現在、中央教育審議会において、教員の資質能力の総合的な向上方策について検討されているところであり、この中で、情報教育、教科指導における情報通信技術の活用、校務の情報化の観点から、教員の免許の在り方等の課題について十分検討する必要がある。今後、中央教育審議会における検討を踏まえつつ、教員養成を行う大学や教職大学院等においては、教育委員会や教育センター等とも連携し、これらの課題に対応する新たな教員養成カリキュラムの開発やそれに基づく効果的な履修体制の構築等を図る必要がある。
- 全国で様々な大学教員が教職課程の授業を担当しているが、そのICT活用指導力は必ずしも一様ではない。ICT活用指導力については、情報系の科目のみならず、教職課程における様々な授業科目の中で、大学教員が情報通信技術を活用して教えることが、教育効果を高める上でも、また学生が将来学校で情報通信技術を活用して指導できるようになるためにも重要と考えられる。
- このことから、教職を目指す学生のICT活用指導力の向上に資するため、大学間における優れた実践に関する好事例の共有、教育の情報化について的確に指導できる大学教員の採用の促進、情報教育に関する研修について優れた取組を行っている教育センター等との連携などを促進することが重要である。
- また、教員養成学部(附属学校を含む)をはじめ、教職課程等においては、教員を目指す学生が授業や実習を通じて情報端末・デジタル機器やソフトウェアに触れる機会の充実を図ることが必要である。教員養成学部と密接に連携して教育実習や教育研究を行う役割を果たしてきている附属学校、既に先進的に取り組んでいる学校については、教育の情報化と21世紀にふさわしい学びと学校の創造のために牽引的な役割を果たすことが期待される。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)②

○ 新たな情報通信技術戦略 工程表

(平成22年6月22日決定 平成23年8月3日改訂 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)

2. 地域の絆の再生

(3) 教育分野の取組

【今後の取組】

短期(2011年度)

I. 学校教育の情報化

⑦ 教職課程における情報通信技術活用指導力の養成(教員の資質能力の向上方策の検討の中で議論)、現職教員研修体制の確立(すべての教員が情報通信技術を活用して指導できるようにし、地域間格差の解消)。

○ 「キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議」中間取りまとめ～日常の教育活動の中でキャリア教育を意識する～

(平成23年7月20日 キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議)

2. どうすれば学校で「キャリア教育」が行われるようになるのか

(4) 学校、教育委員会は何をすべきなのか

●教員養成の観点から

○ 現在、教員免許状取得に必要な科目の中に「キャリア教育」という用語は規定されていない。教職に関する科目としては、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」が設定されており、その中では、「進路指導の理論及び方法」のほか、「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」と合わせて、4単位以上の修得が必要とされている。

○ キャリア教育を学校教育の中に根付いたものにするためには、教員養成課程においてキャリア教育をどう位置付けていくべきかを検討していく必要がある。

○ 教員は今後、キャリア教育を通じ子どもたちに基礎的・汎用的能力を育成していくことも求められるが、更に学校外部の教育資源と学校とを結び付け、コーディネートをする役割なども求められる。加えて体験活動や職業人講話などの気付きや考えるきっかけなどを、子どもたちの知的、情緒的、社会的な発達につなげていくことも教員に必要な役割の一つである。

○ 現在、中央教育審議会では、教員養成の検討が行われているが、その検討の中で、キャリア教育の重要性や必要性に鑑み、大学の教員養成課程における位置付けについても検討することが期待される。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)③

○ 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)

(平成23年1月31日 中央教育審議会)

第2章 発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実方策

2. キャリア教育の充実方策

(3)教職員の意識・指導力向上と実施体制の整備

①教職員の意識や指導力の向上

○ 加えて、教員養成において、キャリア教育に関する必要な知識や指導方法を修得させることも、指導力の向上を図る上で効果的と考えられる。このため、教員養成課程の中でキャリア教育に関する内容を充実することについて、今後、教員の資質能力向上方策の見直しを行う中で検討されることが期待される。

第3章 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

3. 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の充実

(2)専門学科における職業教育

(4)専門学科における職業教育の充実のための環境整備

(イ)教員の指導力の向上、実務経験を有する者の教員への登用の促進

○ また、地元企業を退職した熟練の知識・技能を有する者等、実務経験を有する者が学校で指導することも必要である。このため、教員採用に当たり、特定の経歴等を持つ者に対する選考方法や、特別免許状を活用した選考等の事例集を作成・配布するなど特別非常勤講師制度・特別免許状制度の活用や、チームティーチング等による専門学科の取組を促すことが考えられる。

今後、教員の資質能力向上方策の見直しを行っていく中で、専門学科の教員の免許状の在り方についても検討していくことが期待される。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)④

- 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」中間とりまとめ(案)
(平成23年9月7日 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議(第5回)
配付資料)

2.今後の防災教育・防災管理等の考え方と施策の方向性

(2)防災管理・組織活動

1.学校における防災教育・防災管理等を担う安全担当教職員等への効果的な研修の推進

- さらに、防災教育等を含む安全教育等は学校の教育活動全体を通し、組織的に全ての教職員が関わりながら実践されなければならない。そのため、教員の養成段階で防災教育等に関する知識やスキルについて身に付けること等のほか、経験年数に応じた教員研修、教員免許更新講習等において安全教育等に関する内容を扱った講習等を充実させ、全ての教職員が安全教育等の基礎を学べる体制を整備していくこと等について、今後の検討が望まれる。

○消費者教育推進会議の中間整理

(平成23年8月30日 消費者教育推進会議)

2.学校教育における消費者教育

(2)課題(委員からの指摘等)

ア 教員研修・養成の充実

- ・教員に対する消費者教育に関する研修を充実する。
- ・消費者センターなど学校教育以外の場での消費者教育に関する教員研修が効果的であるので、一層充実する。
- ・大学・大学院の自主的判断の下、消費者教育の専門家を養成する専攻を設置したり、教員養成課程に消費者教育の科目を設けるなどする。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑤

- 人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために「国民の読書推進に関する協力者会議」報告
(平成23年9月2日 国民の読書推進に関する協力者会議)

第3章 人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために ~3つの提言~

提言1 読書で人を育てる、「読書を支える人」を育てる

<提言のポイント>

② 司書や司書教諭等の読書に関する専門的職員を充実する

すべての学校で読書に関する教育を保障するためのカリキュラムや指導計画が必要であり、それを実現するため、学校の教育課程に「読書」ないしは「共読学習」というべきものを組み込むことや、現在学校図書館法等で当分の間11学級以下の学校には置かないことができるとしている司書教諭をすべての学校に必置とし、その専任化を推進すること、司書教諭資格の取得を進めること、学校図書館担当職員(いわゆる「学校司書」)の配置やその常勤化を推進する方策についても検討されるべきである。また、教員の役割的重要性にかんがみ、教員養成に当たって、各大学の自主的判断のもと読書に関する指導力向上や図書館活用教育の向上を図るために、例えば「読書教育」、「図書館活用教育」、「リテラシー教育」などを導入することについても検討されるべきである。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑥

○わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画

(平成18年3月30日「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議)

4. ESDの推進方策

(2) 国内における具体的な推進方策

(二) 能力開発、人材育成

なお、大学の教職課程において、ESDに関する内容を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法が教授されるよう促します。

(3) 各主体に期待される取組

(チ) 教員養成・研修機関

教員がESDに関する知識や技能を有していることにより、児童生徒への効果的なESDが可能となるため、教員養成・研修機関には以下のような取組や役割が期待されます。

・大学の教育学部等の教職課程において、ESDについて積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授すること。

○環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針

(平成16年9月24日 閣議決定)

2 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(2) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策

① 学校、地域、社会等幅広い場における環境教育

イ 学校の教職員の資質の向上

さらに、大学の教育学部等の教員養成課程においても、環境教育を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授することが必要です。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑦

○ 中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会における論点整理 (中央教育審議会総会(第73回) 配付資料)

4. 教職員の確保及び専門性向上の方策について

(2) 教職員の養成・研修制度の在り方

- ① すべての教員が特別支援教育についての専門性を持っていることが望ましい。現在、教員養成段階で、特別支援教育に関する内容を取り扱うことになっているが、通常の学級の担任、特別支援学級担当教員について何らかの専門性向上の方策を検討していく必要がある。例えば、通常の学級の教員については、大学で特別支援教育関係の単位を修得することが望ましい。また、小・中学校等において特別支援教育を担当する教員(特別支援学級や通級による指導の担当教員、特別支援教育コーディネーター)のための免許状を創設することなども考えられる。さらに、特別支援学校教諭の免許状を保有せずに特別支援学校の教員となることが可能とされている現行制度の見直しを検討する必要がある。今後、教員免許制度全般についての検討の中で、特別支援教育関係の単位修得や免許制度の在り方等について検討される必要がある。

○ 第3次男女共同参画基本計画

(平成22年12月17日 閣議決定)

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

1 男女平等を推進する教育・学習

ア 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進

・教員養成課程における男女平等などの人権教育を促進する。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑧

○子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～
(平成23年7月5日 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議)

4. さらに検討していくべき中長期的課題

<教職員の養成に関する課題>

「地域とともにある学校」を担う教職員、管理職の養成・確保をいかにしていくべきか。

- ①管理職養成の在り方(資格制度、教職大学院の在り方等)
- ②教職員の養成・採用・研修の在り方(免許制度、教職課程の在り方等)

等について、総合的な検討が必要。

○中高一貫教育制度に関する主な意見等の整理

(平成23年7月 中央教育審議会 初等中等教育分科会 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会)

2. 特色ある教育の展開について

○なお、現在、中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会において議論されているように、学校現場で起きている学校間の接続に起因する問題に十分対応できるようにするために、教員が隣接する学校種においても指導できる力量を、養成段階において身に付けることが必要となっていることから、例えば、中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状を併せ、「中等教育免許状」とすることなどの是非について、今後検討を進めていくことが必要である。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑨

- 國際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的な施策～英語を学ぶ意欲と使う機会の充実を通じた確かなコミュニケーション能力の育成に向けて～

(平成23年6月30日 外国語能力の向上に関する検討会)

4. 英語力向上のための5つの提言

- ④ 英語教員に自信と力を与えるとともに、学校・地域における戦略的な英語教育改善を図る。

(英語教員に自信と力を)

さらに、教員養成課程においては、生徒の英語力の向上に資する英語教員の英語力・指導力を育成するよう改善・充実を図っていくべきである。また、小学校教員の教職課程においては、外国語活動に関する科目の開設をさらに進めるべきである。

- 文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて(答申)

(平成19年2月2日 文化審議会)

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

6. 国語の正しい理解

・学校教育に携わるすべての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修の各段階において、国語力に重点を置いた取組を進める。

- 科学技術基本計画

(平成23年8月19日 閣議決定)

IV. 基礎研究及び人材育成の強化

3. 科学技術を担う人材の育成

(3) 次代を担う人材の育成

<推進方策>

・国は、教育委員会と大学が連携し、現職教員研修や教員養成課程において、科学技術に触れる機会、観察や実験を行う実習の機会を充実するよう求める。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑩

○理科教育の復興策に関する提言

(平成22年12月 地球を考える会)

4. 理科教育の危機的状況の改革を促進すること

小学校で理科を教える教員の多くが、理科の観察実験指導に苦手意識をもちつつ理科を教えている。中学校理科教員においても、指導が苦手な分野をもつ教員が少なくない。特に若手教員にその割合が高く、苦手意識を克服する研修機会も殆どない状況である。理科の基礎的指導力に関する研修機会を一刻も早く充実させるとともに、基礎的な観察実験能力を習得させていない大学における現在の教員養成システムを改革することを要望する。特に小学校の教員の養成において、理科に関する教育をより充実すべきである。具体的には、小・中・高校の各段階で、理科を教える教員に必須の知識と技能を基準として示し、養成段階でその基準に到達できるようにすべきである。教員を目指す学生には、高校で一定範囲の理科の履修を大学入学要件に課すことも検討すべきである。

○成長を支える人材の育成に関する研究会 中間報告

(平成22年10月20日 産業競争力懇談会(COCN))

5. 政府・地方自治体・教育委員会への要望

(4) 教員の養成及び教育現場の改善

①教員の養成方法改革

- ・産業界は理科教育支援を継続的に行うスタンスではあるが、教育の場面での理科離れ問題への対応のポイントは、やはり先生方の理科教育の力を伸ばすこと、そして小学校の理科教育の実施方法を改善することであろう。
- ・まずは教員養成の場である大学の教育学部で、理科が好きで、理科教育にも熱心に取り組める教員を養成することが第一といえる。そのためには、学生の選抜を含めて、教員養成課程のカリキュラムを変更することも選択肢の一つと考えられる。
- ・また、小学校においては理科専任の教員を設置して、理科の授業はクラス担任の教員が教えるのではなく、その理科専任の教員が教えるようにすべきであろう。理科教育に情熱を持って取り組める教員が担当にならないと、子どもたちの理科への興味や関心を醸成することは困難と思われる。
- ・こういった理科教員の養成に関する企業側の支援としては、特に小学校教員養成課程に関しては、小学校の理科教育で使える実験材料や実験方法についてのヒントの提供や、授業のコンテンツ提供を目的とした企業の取り組みを紹介する講座の設定等が候補として考えられる。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑪

○理科好きの子どもを育てるための提言

(平成22年8月 技術同友会)

現状認識

③理科系がよく分かる教師が少ない

小学校の教師になるには、多くの専門単位を取らなければならないので、理系の学生には難しい。教員養成課程では理科教育法は数単位で免許の取得が可能で、また教員養成課程への入学も文系の受験勉強で可能なので、現実には理系のバックグラウンドでない教員が理科を教えることが多くなる。結局、理科系がよくわかる先生があまり多くないということが問題である。

○理科系人材問題解決への新たな挑戦

(平成22年6月28日 公益社団法人経済同友会)

3. 理科系人材問題の解決に向けた挑戦・政策

(6)教員の確保と資質向上

①理科好きな教員を増やすため、そして初等教育から専門性を持つ教員による授業を行うために、理科系学部でも小学校教員免許の取得を可能にする

②教員の社会性と専門性を継続的に向上させるために、リカレント教育や教職大学院と理科系大学院の連携の強化など、教員養成方法を改善する

○知識基盤社会を牽引する人材の育成と活躍の促進に向けて

(平成21年8月31日 科学技術・学術審議会人材委員会)

第4章 次代を担う人材の育成

1. 才能を見出し、伸ばす取組の充実

(1)理数好きな子どもの裾野の拡大

一方、教員に関しては、現状では、小学校の教員の約6割が理科を指導するのが苦手という調査もあることから、例えば、大学は、教員養成の段階において、教育委員会等と連携して、観察・実験実習の機会を増やすとともに、科学技術と社会とのつながりに関する講義を充実させるなどの取組を進めるべきである(図56)。また、理科専科や小・中学校の連携等により、理工系出身者を小学校の教員として登用していくことも進めるべきである。国は、引き続き、小中学校の理数教育指導において中核的役割を果たす教員の養成を支援すべきである。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑫

○ からの教師の科学的教養と教員養成の在り方について

(平成19年6月22日 日本学術会議)

4 科学的教養のための教師教育政策への長期的提言

(1) 教員養成を学部レベルの教育から大学院レベルの教育に移行する改革の実施

日本における教員養成はいまだ学部段階を中心としており、他の多くの先進諸国に比べ高度な教養の育成を大学院で実施する点では大幅に立ち遅れた状況にある。今後学部段階において専門基礎の学習と科学的教養を培い、教員養成を専門家教育として修士課程を中心に行うよう、教員養成制度全体をグレードアップしていく必要があり、また実践を通してその高度専門職性を認定していくことが必要である。

○ 高等学校における地理歴史科の履修形態の改善に関する要請

(平成22年4月16日 地理学連携機構)

世界史のみ必修という制度は、教員免許取得上でも問題を抱えています。高等学校地理歴史科教員免許状の取得のために、高等学校で世界史と日本史しか履修していない学生が、大学においてわずかな地理学の単位を取得するだけで地理歴史科の免許を取得し、高等学校の現場に出る傾向が増加しています。すなわち、中学校レベルの知識と大学での最低限の単位取得のみで高等学校の地理の授業を担当することになります。

○ 現代的課題を切り拓く地理教育

(平成19年9月20日 日本学術会議 人文・経済地理と地域教育分科会、人類学分科会)

2.6 地図/GISに関する教員のスキルの向上と教育現場での地図/GIS利活用の推進

地図/GISに関する基礎的知識や技能の習得により、地理空間情報を活用した学習の習慣を身につけ、地域の自然、文化や歴史に愛着を感じ、地域づくりに参画できる能力、国際化や地方分権を理解する人材を育成することが求められている。学校教育の中で地図/GISを積極的に利活用することが重要であるが、そのためには、教員の地図/GISに関する基礎知識や技能の向上が必要である。地理教育の充実を図るべく教員養成カリキュラムに地図/GISに関する科目を新設し、現職教員への地図/GIS研修なども実施すること。

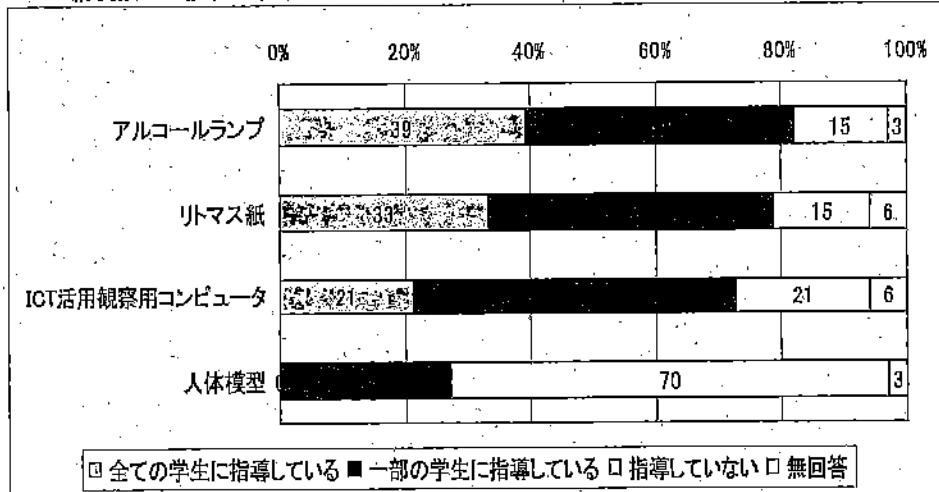
諸外国における教員養成・免許制度について

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フィンランド	日本
養成機関	4年制大学(4年間の学士号取得課程が主流であるが、延長型の5年課程や大学院課程もある)	高等教育機関の教員養成課程(3~4年)又は学士取得者を対象とした教職専門課程(1年)	大学の教員養成課程(3.5年~5年)	大学の教員養成課程(5年)	大学(4年)における教員養成が標準
資格試験	有(試験の方法・内容は州により異なる)	無	有(第一次国家試験又は修士号取得試験、及び第二次国家試験)	無	無
試補勤務	無	無	有(第一次国家試験合格又は修士号取得後に1~2年)	無	無(1年間の条件附採用期間と初任者研修を義務)
免許等	・州が免許状を発行 ・免許状は教育段階別。(一般に初等教員免許状、中等教員免許状)	・教育大臣が認定した養成課程の修了者に正教員としての資格が与えられる ・学校種、教科の別はない	・第二次国家試験合格後に州が資格を認定 ・学校種類別の資格を認める州と教育段階別の資格を認める州がある	・修士号(初等教育教員は教育学専攻、中等教育教員は教職科目履修を含む各領域専攻)が教員免許に相当	・大学での所要単位及び学士等の資格を得た者に授与(申請により都道府県教育委員会が授与) ・学校種、教科別の免許状で専修、一種、二種の3種類
教育実習期間	12週間以上が22州 (2002年。州により異なる。)	4年制養成課程 ……32週間以上 教職専門課程 ……18~24週間	学士課程(3年) ……14週間 修士課程(1~2年) ……4週間 計 18週間 (ニーダーザクセン州の場合。州により異なる。)	不明	幼・小・中学校 ……4週間 高等学校 ……2週間

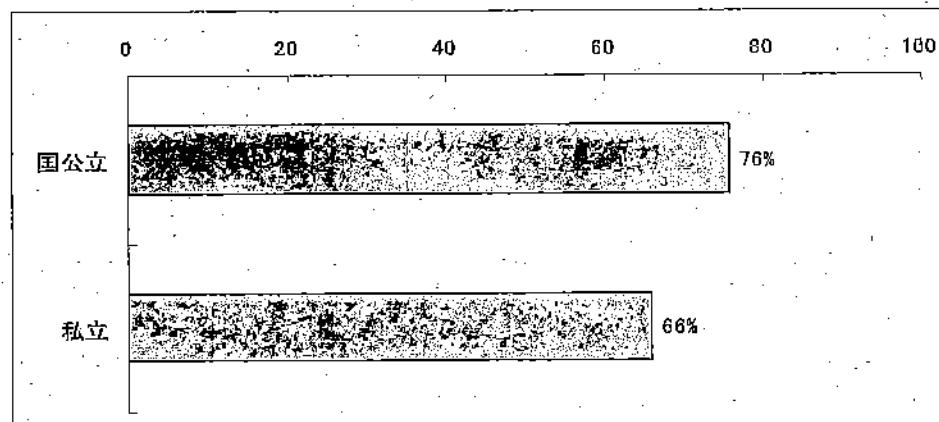
小学校教員養成課程における理科教育の課題

教員養成課程では、授業時間が足りないため、実験等に関する指導が十分ではなく、学生の理科の知識不足や苦手意識がみられる。

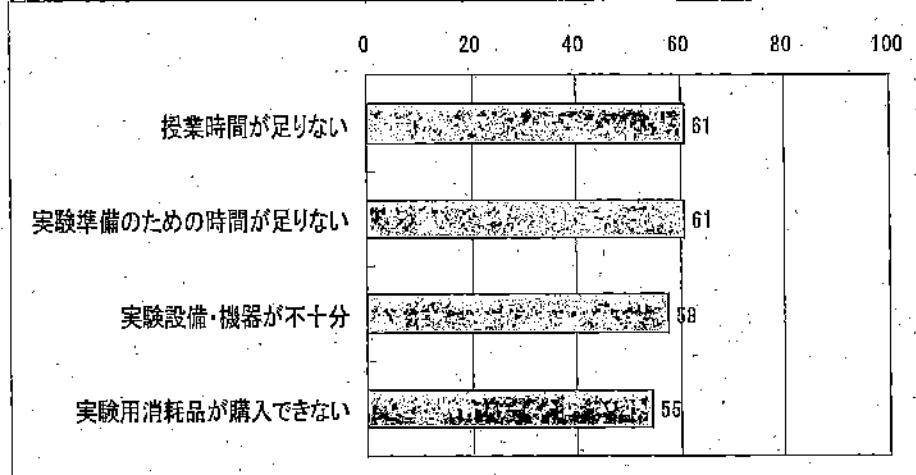
1. 機器の使用法を指導していない大学の割合(国公立大)



3. 学生の理科の基礎知識が身についていないと回答した大学の割合

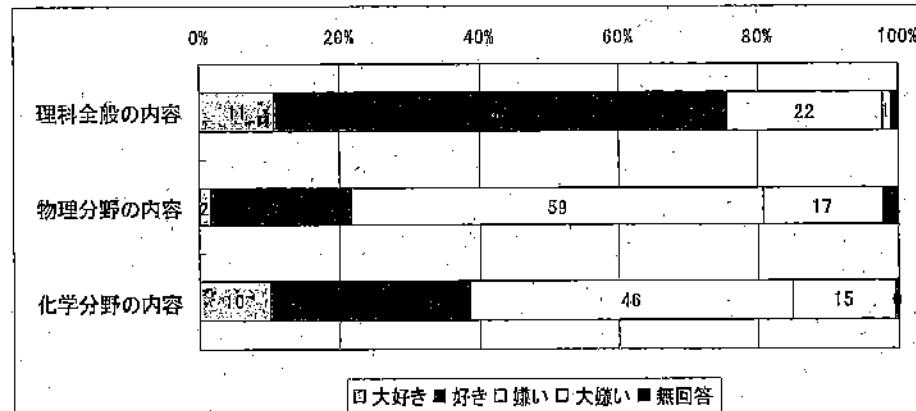


2. 実験が実施できない理由(国公立大学)



4. 学生の理科に対する認識

(理科を専修していない学生:国公立)



出典:「理科を教える小学校教員の養成に関する調査」
(独)科学技術振興機構理科教育支援センター(平成22年7月)

教育実習の課題

「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果(速報)」より
教育実習については、「実習期間が短い」「実習受入れ校の負担が大きい」「教員を志望していないにもかかわらず実習しようとする学生が多い」を課題として挙げる割合が全般的に高い。

<教育実習について>

